

# 山形県スキー連盟認定スキー指導者規程

平成 30 年 12 月 1 日制定

令和 2 年 10 月 24 日改定

(趣 旨)

第 1 条 山形県スキー連盟教育本部規程に基づき、県スキー界の発展及び強化並びに傷害対策に資するため「山形県スキー連盟認定スキー指導者」（以下「認定指導者」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(活 動)

第 2 条 認定指導者は如何なるスキー指導においても冷静かつ安全に対処し指導活動にあたるものとする。指導の対象は、初歩的レベルの導入技術・基本技術を主とする。

2 認定指導者が指導活動にあたることができる場合は次のとおりとする。

ア 所属団体又は認定指導者検定会（以下「検定会」という。）を実施した団体の管理下で指導活動にあたる場合。

イ 山形県スキー連盟の所属団体の管理下で、山形県内のスキー場で指導活動に当たる場合。ただし、検定会を実施した団体の承認を得なければならない。

3 認定指導者が指導活動にあたる時は、活動を依頼する団体は賠償責任保険に加入しなければならない。また、認定指導者個人も賠償責任保険に加入しなければならない。

(検定会の実施)

第 3 条 検定会は、本連盟教育本部の主管とし全日本スキー連盟公認スキー学校（A公認校）または各ブロック指導員会、本連盟に登録している加盟団体（以下「実施団体」という。）が講習検定方式により実施する。

(任 期)

第 4 条 認定指導者の任期は、資格を取得した年度とする。ただし、1年に限り再任できるものとする。

(開催申請)

第 5 条 検定会を開催する実施団体は、本連盟に開催申請書（様式 1）を提出しなければならない。この場合、開催申請書の受付をもって承認があったものとみなす。

(公 示)

第 6 条 検定会を開催する実施団体は、検定会の実施要項を公示するものとする。

(検定員)

第 7 条 検定会は、B級検定員以上の資格を有する検定員 3 名が担当し、うち 1 名は A 級検定員又はブロック技術員でなければならない。

2 合否は実施団体の長の責任において判定し、本連盟が認定する。

(実施回数)

第 8 条 実施団体は、検定会を同一年度内において複数回実施できるものとする。

2 受験者は、同一年度内に複数回受験できるものとする。

(実施要領及び検定基準)

第9条 認定指導者検定会の実施要領及び検定基準は次の各号に掲げるとおり定める。

ア 講習検定は、合計8時間とし、すべて集合講習とする。

イ 講習検定は、次のカリキュラムに準じて実施する。

①実技内容、6時間以上

導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（上り方、滑降、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組み立てによる回転技術）、緊急時の措置

②理論内容、2時間

技術理論、スキー指導の安全管理、指導方法論

ウ 講習検定の評価

①実技の評価「できる」、「できない」で合否を判定する。

②理論の評価は、講習内検定を評価し、60%以上をもって合格とする。

エ 実技及び理論ともに合格した者を認定指導者に認定する。

(受験資格)

第10条 認定指導者の受検者は次の各号に掲げる事項を満たしていること。

ア 受検する年の4月1日現在、満18歳以上の者。

イ 原則として、級別テスト2級以上の技量を有しており、本連盟の所属団体に加入している者。

ウ SAJ 会員登録を終了している者。

(受験手続)

第11条 受検する者は、受検願書（様式2）を検定料と共に受検する検定会の実施団体へ提出しなければならない。

2 検定料は実施団体が定めるものとする。

(合格の手続)

第12条 合格者は、認定料を認定手続時に納入し、受検した実施団体から認定証の交付を受けるものとする。

2 認定料は1,000円とする。

(結果の報告及び再任手続)

第13条 実施団体の長は、検定会実施後2週間以内に、検定実施内容を検定結果報告書兼認定申請書（様式3）により、認定料を添えて本連盟会長へ報告しなければならない。

2 再任の手続きは、再任申請書（様式4）に認定料を添えて本連盟会長へ提出するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決による。